

三重県内の中小企業者等の事業継続を支援します！

三重県地域経済応援支援金(10月分)

三重県リバウンド阻止重点期間による、飲食店への時短要請や消費者の外出控え等の影響により、売上が減少した県内の中小法人・個人事業者等を対象に、支援金を支給します。

1 対象事業者

※三重県による時短要請の対象となる飲食店等は対象から除きます。

<飲食関連事業者> 三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業等であること

主要要請	直接影響	間接影響
①飲食店時短	飲食店 結婚式場	食品加工・製造 食器・調理器具 清掃 廃棄物処理 広告業 設備工事業 卸 仲卸 問屋 貨物運送 農業 漁業 生花店 司会業 接客派遣 ソフトウェア業 酒類販売(小売・卸) 酒類製造 運転代行業 等
②カラオケ利用自粛	飲食店(カラオケ喫茶・スナック等) 結婚式場 カラオケボックス 等	カラオケリース カラオケ設備業 司会業 イベント出演者 等

<外出控え等の影響を受ける事業者>

主要要因	直接影響	間接影響
③外出・移動控え	飲食店(食堂 喫茶店 屋台 テイクアウト店等) 宿泊業 タクシー・バス レンタカー ガソリンスタンド 土産物店 映画館 カラオケ店 雑貨店 アパレル 旅行業者 観光業者 生活関連サービス業(理美容 エステ スポーツジム 学習塾 冠婚葬祭 クリーニング 銭湯等) アウトドア業(キャンプ場 ゴルフ場 遊渡船業) 等	食品・加工製造 清掃 タクシードライバー バスガイド イベント出演業 卸 仲卸 貨物運送 広告業 ソフトウェア業 アウトドア用品販売 等
④イベント制限	キッチンカー イベント業 広告 イベント出演 等	ソフトウェア レンタル業 等

2 主な支給要件

- (1) 令和3年10月の売上が、前年又は前々年同期比で**30%以上の減少**があること
- (2) **令和3年10月において、営業を行っていること**

※ただし、時短要請等協力金、酒類販売事業者等支援金との併給は不可。

50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」を併せて利用できます。

「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

3 支給金額

1事業者あたり以下の額を**上限**に、売上減少額(※)を支給

中小法人等：10万円 / **個人事業者等：5万円**

※国の月次支援金の給付を受けた場合、国の月次支援金の給付額を控除した額

4 申請受付

令和3年**11月上旬**：申請要項の公表、申請受付開始(予定)

5 支援金に関するお問い合わせ

三重県地域経済応援支援金 事務局

(TEL: 059-224-2838) 受付時間:平日9時から17時 ※土日祝日は除く

この支援金は、補正予算が県議会で可決された場合に実施します